

応募規則

第1条：応募

- ・モンドセレクションへの応募は関連商品の製造業者、輸出入・流通業者の皆さんが対象です。
- ・各応募者による出品数に制限はありません。

第2条：応募条件

- ・出品サンプルは全て市販のパッケージと同様の物をご提出下さい。なお、日持ちのしない商品には賞味期限を明記下さい。
- ・応募者は個々の責任に於いて、市販で流通されている商品と同様のものに限りセレクションへの応募ができます。
- ・全ての応募商品のサンプルをご提出下さい。
- ・各ラベル及び成分表や商品の説明文を含めて英文訳を添付下さい。
- ・水製品に関しては、公式機関発行の成分分析表の英文も必要となります。

第3条：審査基準

- ・官能審査は、独立した専門委員会が行います。
- ・官能審査の結果に応じて規定に沿った化学・細菌学的分析も行われます。
- ・分析検査は、すべて政府公認の公的機関で行われます。
- ・ラベルに記載されている内容と、商品内容が一致しているかを確認します。

第4条：賞の授与

各賞にはメダル並びに賞状の授与があります。本規則第3条の審査結果により、以下の賞が授与されます。

- ・最高金賞: 90%以上の得点を得た参加商品
- ・金賞: 80%以上の得点を得た参加商品
- ・銀賞: 70%以上の得点を得た参加商品
- ・銅賞: 60%以上の得点を得た参加商品

第5条：The International High Quality Trophy

インターナショナル・ハイクオリティー・トロフィーは、最高金賞、金賞などの高水準を3年連続達成した商品に与えられる、賞の最高峰です。また、唯一の同じ応募者によって出品された物に限り受賞が可能です。

第6条：The Crystal Prestige Award

クリスタル・プレステージ賞はモンドセレクションへ10年間連続して参加した企業に与えられます。

第7条：The Special 25 Years Award

25年特別賞はモンドセレクションへ25年間連続して参加した企業に与えられます。

第8条：応募年の審査結果

- ・各応募者に対し、2013年4月末日に審査結果が通知されます。
- ・モンド・セレクション評価委員会より通知される審査結果を最終判定とします。
- ・受賞できなかった商品は審査結果には記載されません。また、公表されることもありません。

第9条：受賞のPR及び広告使用に関して

- ・受賞メダル、賞状、トロフィーをコピーして利用する際は、受賞の種類並びに年度を必ず標記下さい。サイズや標記言語に関する規定はありません。
- ・EU圏内で流通する受賞商品に関しては、特定の優秀品質賞ロゴをご利用頂く必要があります。EU圏外においては、優秀品質賞並びにメダルのロゴを自由に選択、ご利用頂けます。詳しくはホームページのモンドセレクション会社規定をご覧ください。
- 各ロゴのデータは、結果発表後に弊社ライセンス・ジャパンより、対象者に支給いたします。
- ・広告等で最高金賞及び金賞、銀賞、銅賞などを引用する際には必ず『MONDE SELECTION Bruxelles』と言うフレーズ並びに受賞年度を標記下さい。
- ・モンドセレクションのメダルや賞状は受賞商品の広告、PRのみに使用することが出来ます。ただし、使用者の責任に於いて、受賞商品以外の商品の宣伝など不当な目的で使用しないことを原則とし、違反した場合には受賞資格の剥奪もありえますのでご留意下さい。
- ・受賞者は受賞商品の流通に際して、流通当地国で適用されるラベル表示や商法に従い適切な処置をとるものとし、モンドセレクションでは受賞者の違反行為に対する責任は負いません。

第10条：その他

- ・モンド・セレクションは応募された商品に対して、その応募者に賞(賞状、メダル、トロフィー)を授与します。従って、これらの賞は、商品名、サイズ、容量、原材料など全て受賞商品と同内容の商品に限り該当し、その商品の応募者のみに賞の使用権があります。
- ・受賞者は第三者、特に委託生産者に対しても、賞を譲渡する事は出来ません。
- ・不可抗力事態が発生した場合、モンドセレクション組織委員会が現行規定を変更する権利を持ちます。
- ・万一論議に発展した場合、当規定のフランス語版による解釈のみが適用されます。
- ・万一係争に発展した場合、異議を唱える者はブリュッセル地区の第一審裁判所へ申し立てを行います。その依頼を受けて裁判長は調停人を任命し、仲裁が行われます。
- ・ワールドセレクションへの応募者は、当規定を読みこれらの規定条項を厳守することに同意するものとします。
- ・受賞商品の名前を変更する場合は、セレクションへの応募以前にモンドセレクションへ変更をご通知下さい。通知が無い場合にはトロフィーなど各種特別賞の授賞審査に影響を及ぼします。
- ・受賞企業が合併や買収を検討あるいは進行中の場合、その旨を速やかにモンドセレクションへ通知下さい。合併・買収以前の受賞データは新しい企業へ継承する事が可能です。

賞の有効期間

受賞年度より3年間パッケージに賞を表示する事が出来ます。刊行物、ビデオやインターネットなどの広告媒体における受賞広告には期限はありません。ただし、一般の消費者に分かり易い様に受賞年度を明記することを原則とします。

以上、上記規定条項を厳守することに同意のうえ、別紙「モンドセレクション出品申請申込書」に捺印し、ご提出ください。





LICENSE JAPAN Inc.
AGENT of MONDE SELECTION

モンドセレクション出品申請申込書

お申込日 年 月 日

別紙「応募規則」に同意のうえ、下記の内容にて貴社所有の_____の商品をモンドセレクションへの出品を申請します。

(ふりがな)	
会社名 :	®
(ふりがな)	
住所 :	〒
電話番号 :	Fax番号 :
(ふりがな)	
担当者 :	役職 :
E-mail :	@

商品内容

商品名	
商品の種類	<input type="checkbox"/> アルコール飲料 <input type="checkbox"/> ノンアルコール飲料 <input type="checkbox"/> 食物製品 <input type="checkbox"/> スイーツ・製菓製品 <input type="checkbox"/> 穀物類製品
	<input type="checkbox"/> ダイエット及び健康製品 <input type="checkbox"/> 美容及びトイレタリー製品 <input type="checkbox"/> タバコ製品 <input type="checkbox"/> その他()
<small> アルコール飲料……………清酒・焼酎・泡盛・ビール・発泡酒・ワイン・果実酒・ウイスキー・ラム・リキュール等 ノンアルコール飲料……………飲料水・炭酸飲料・非炭酸飲料・果汁飲料・ソフトドリンク用シロップ等 食物製品……………肉・魚・野菜・加工食品全般・調味料全般・乳製品・冷凍デザート等 スイーツ・製菓製品……………チョコレート類・砂糖菓子全般・ビスケット類全般 穀物類製品……………パン・ラスク・クラッカー・シリアル・パスタ・麺類・スナック類 </small>	

モンドセレクションでは、商品品質はもちろんのこと商品パッケージ等も審査の対象となりますので、お申込みの際にサンプル商品
を、こちらの申込書と一緒にご提出していただくことを原則とさせていただきます。※同封以外の場合は、お手数ですが商品パッケージ
ラベルと全成分表示(含有量も必要)のあるものをコピーのうえ、お申込書と同封してください。

サンプル商品 チェックマークをつけて下さい。	<input type="checkbox"/> 同封	<input type="checkbox"/> 別送付	<input type="checkbox"/> 持参
------------------------	-----------------------------	------------------------------	-----------------------------

